

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項：大阪税関が管理する国有財産である庁舎内への現金自動預払機（ATM）の設置及び管理業務
2. 設 置 場 所：別紙に掲げる施設の指定する箇所
3. 設 置 台 数：別紙のとおり
4. 使用許可期間：令和4年4月1日（金）から令和9年3月31日（水）までとする。
ただし、必要に応じて一度に限り更新（5年以内）することができる。
5. 募集業者数：設置場所毎に1業者
6. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者で適正な業務の履行が確保される者であること。
 - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
 - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
 - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (11) 金融庁から預金取扱等金融機関の許可を得ている金融機関の現金自動預払機（ATM）を設置及び運営できる者であること。
 - (12) 下記7. の説明を受けた者であること。
 - (13) その他の条件については、下記7. に示す場所において説明する。
7. 公募事項等説明の日時及び場所
 - (1) 日 時：令和3年11月30日（火）～令和3年12月13日（月）
平日 午前9時00分～午後0時00分、午後1時00分～午後4時00分
 - (2) 場 所：大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課
 - (3) 連絡先：大阪税関総務部会計課国有財産係 電話06-6576-3083
8. 応募書類の提出
令和3年12月27日（月）午後4時00分までに上記7. の連絡先に提出すること。
9. 応募書類の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した応募書類は無効とする。

以上、公告する。

令和3年11月29日

大阪税関長 小林 一久

公 募 施 設

番号	施設名	所在地	設置場所	使用許可 予定面積 (㎡)	設置 台数
1	関西国際空港 旅客ターミナルビル C I Q施設	大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1他	1階 税関旅具検査場 (北側)	1.80	1
2			1階 税関旅具検査場 (南側)	1.80	1
3	関西国際空港 第2ターミナルビル C I Q施設	大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中14番地	1階 税関旅具検査場	1.80	1